

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインについて

趣旨・目的

林業の作業を行う現場は、市街地から離れた山林内であること、作業者が相互に離れて作業を行うことなどから、労働災害が発生した場合にその発見や救護が遅れ、その結果大きな被害につながることを懸念される。

本ガイドライン（H6.7.18付け基発第461号の3別添、R2.1.31改正）は、林業の作業現場における緊急時における連絡体制の整備・確立等を促進することにより、被災労働者の早急な救護等を図ることを目的としている。

事業者の主な実施事項

① 緊急時における連絡の方法等の決定及び関係労働者への周知

以下の事項について、関係労働者に周知する。

- ・ 携帯電話等による通信が可能な範囲
- ・ 労働者相互の連絡の方法
- ・ 作業場所と山土場等の拠点となる場所との連絡の方法
- ・ 山土場等と事業所の事務所、消防機関等への連絡方法
- ・ 緊急車両の走行が可能な経路等
- ・ 搬送方法
- ・ 作業現場に持ち込む救急用品の内容等

② 作業現場ごとの連絡責任者の選任

連絡責任者を選任・労働者に周知し、作業開始前の連絡方法の確認や緊急時の消防機関等への連絡等の業務を行わせる。

③ 作業開始前の連絡方法等の確認

作業開始前に、連絡責任者に緊急時における連絡方法を確認させるとともに、携帯電話等のバッテリー状態や故障の有無等を確認する。

④ 作業現場における安全の確認

作業現場において実際に通信が可能であるか確認するとともに、適時連絡責任者の指示に従って労働者相互に連絡を行い安全を確認する。また、チェーンソーの音がしなくなった場合等には異常の有無を確認する。

⑤ 教育訓練の実施

連絡方法、搬送方法、応急処置等についての教育訓練を行う。

【労働災害発生時の連絡経路】

